



金 沢 市 公 報

号外第2号

令和5年(2023年)3月23日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (")	8
● 条 例		○金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 (デジタル行政戦略課)	10
○金沢市個人情報の保護に関する法律施行条例 (広報広聴課)	1	○金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例等の一部を改正する条例 (広報広聴課)	11
○金沢市情報公開及び個人情報保護審査会条例 (")	3		
○金沢市情報公開及び個人情報保護審議会条例 (")	6		
○民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (障害福祉課)	7		

条 例

金沢市個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。

令和5年3月23日

金 沢 市 長 村 山 卓

◎金沢市条例第2号

金沢市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の意義の例による。

(保有個人情報の目的外利用等の届出)

第3条 市の機関等（本市の機関（議会を除く。）及び本市が設立した地方独立行政法人をいう。以下同じ。）は、法第69条第2項の規定に基づき、利用目的以外の目的のために保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）を自ら利用し、又は提供しようとするとき（本人に提供しようとするときを除く。）は、あらかじめ市長へ届け出るものとする。

(条例個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第4条 市の機関等は、法第75条第1項に規定する個人情報ファイル簿のほか、当該市の機関等が保有している法第74条第2項第9号に掲げる個人情報ファイル（本人の数が規則で定める数以上のものに限る。）について、それぞれ同条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他令第21条第6項各号に掲げる事項を記載した帳簿（以下「条例個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- 2 前項の規定は、法第75条第2項各号に掲げる個人情報ファイル（法第74条第2項第9号に掲げるものを除く。）については、適用しない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市の機関等は、記録項目（法第74条第1項第4号に規定する記録項目をいう。以下この項において同じ。）の一部若しくは同条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を条例個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイル（同条第2項第9号に掲げる個人情報ファイルに限る。以下この項において同じ。）を条例個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

（開示決定等の期限）

第5条 開示決定等（法第78条第1項第4号に規定する開示決定等をいう。以下同じ。）は、開示請求（法第76条第2項に規定する開示請求をいう。以下同じ。）があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市の機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関等は、開示請求者（法第77条第3項に規定する開示請求者をいう。以下同じ。）に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第6条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があつた日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、市の機関等は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（開示請求に係る手数料等）

第7条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 保有個人情報の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（審査請求の手続）

第8条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問は、法第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

（運用状況の公表）

第9条 市長は、毎年度1回、前年度における市の機関等の法及びこの条例の運用状況に

ついて、公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市の機関等が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

金沢市情報公開及び個人情報保護審査会条例をここに公布する。

令和5年3月23日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第3号

金沢市情報公開及び個人情報保護審査会条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 設置及び組織（第3条—第7条）

第3章 審査会の調査審議の手続

第1節 情報公開に係る審査請求についての調査審議の手続（第8条—第14条）

第2節 個人情報に係る審査請求についての調査審議の手続（第15条・第16条）

第4章 雑則（第17条）

第5章 罰則（第18条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、金沢市情報公開及び個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 行政情報 金沢市情報公開に関する条例（平成3年条例第2号。以下「情報公開条例」という。）第12条第1項に規定する公開決定等に係る情報公開条例第2条第1号に規定する行政情報をいう。

(2) 保有個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。

第2章 設置及び組織

(設置等)

第3条 次に掲げる法令の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議をするため、金沢市情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(1) 情報公開条例第21条第1項

(2) 法第105条第3項において準用する同条第1項

2 審査会は、前項に規定する調査審議を通じて必要があると認めるときは、情報公開及び個人情報保護に関する事項について、実施機関（情報公開条例第2条第4号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）及び市の機関等（金沢市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第2号）第3条に規定する市の機関等をいう。以下同じ。）に意見を述べることができる。

（組織）

第4条 審査会は、委員5人以内で組織する。

（委員）

第5条 委員は、市民及び知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

（会長）

第6条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第7条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第3章 審査会の調査審議の手続

第1節 情報公開に係る審査請求についての調査審議の手続

（情報公開条例関係手続）

第8条 第3条第1項第1号に掲げる規定による諮問に係る審査会の調査審議の手続については、この節の定めるところによる。

（審査会の調査権限）

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁（第3条第1項第1号に掲げる規定により諮問をした実施機関をいう。以下同じ。）に対し、行政情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政情報の公開を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政情報に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料

の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第10条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第11条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第12条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第9条第1項の規定により提示された行政情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第10条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

第13条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第14条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

第2節 個人情報に係る審査請求についての調査審議の手続

(個人情報保護法関係手続)

第15条 第3条第1項第2号に掲げる規定による諮問に係る審査会の調査審議の手続については、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第5章第1節第2款(法第106条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に定めるもののほか、次条に定めるところによる。

第16条 第9条(第4項を除く。)、第12条及び第14条の規定は、第3条第1項第2号に掲げる規定により審査会に諮問がされた場合について準用する。この場合において、第9条第1項中「第3条第1項第1号」とあるのは「第3条第1項第2号」と、「実施機関」とあるのは「市の機関等」と、「行政情報」とあるのは「保有個人情報」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第16条において準用する前項」と、同条第3項中「行政

情報に記録されている」とあるのは「保有個人情報に含まれている」と、第12条中「第9条第1項」とあるのは「第16条において準用する第9条第1項」と、「行政情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第10条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせる」とあるのは「保有個人情報を閲覧させる」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第5章 罰則

第18条 第5条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

金沢市情報公開及び個人情報保護審議会条例をここに公布する。

令和5年3月23日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第4号

金沢市情報公開及び個人情報保護審議会条例

(設置)

第1条 本市は、情報公開及び個人情報の保護に関する事項の調査、審議等を行う機関として、金沢市情報公開及び個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、情報公開制度の適正な運営に関する事項について実施機関（金沢市情報公開に関する条例（平成3年条例第2号）第2条第4号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）の諮問に応ずるほか、情報公開に関し必要な事項について実施機関に意見を述べることができる。

2 審議会は、市の機関等（金沢市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第2号）第3条に規定する市の機関等をいう。以下同じ。）が個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める事項その他必要な事項について市の機関等の諮問に応ずるほか、個人情報の保護に関し必要な事項について市の機関等に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、市民及び知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様と

する。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の調査権限)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、実施機関又は市の機関等の職員その他の関係者に対し、その意見若しくは説明又は必要な書類の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和5年3月23日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第5号

民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第43号)の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

(金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第62号)の一部を次のように改正する。

第48条を次のように改める。

第48条 削除

第60条中「、第48条」を削る。

(金沢市児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 金沢市児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第63号）の一部を次のように改正する。

第45条を次のように改める。

第45条 削除

（金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「から第13条まで」を「、第12条」に改め、同項の表第13条の項を削り、同表第49条の項中「園長」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長」に改める。

（金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

（金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和5年3月23日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第6号

子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（金沢市障害児通園施設条例の一部改正）

第1条 金沢市障害児通園施設条例（昭和53年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号及び第12号、第57条第2項並びに第58条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第3条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（金沢市子ども・子育て審議会条例の一部改正）

第4条 金沢市子ども・子育て審議会条例（平成25年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

（金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第37条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、

「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「小学校就学前子どもに」と、同号」を「小学校就学前子どもに」と、「同号」に改める。

第38条第2項及び第40条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第53条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第54条第6項中「「同意に関する事項」と」の次に「、「交付する」とあるのは「得る」と」を加える。

(金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第6条 金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号ア中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月23日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第7号

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(外国人生活保護事務及び外国人生活保護関係情報)

第6条 外国人生活保護事務（生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務をいう。）は、生活保護事務（生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務をいう。）に係る法及びこの条例の規定の例により、個人番号の利用及び特定個人情報の提供を行うことができる事務とする。

2 外国人生活保護関係情報（生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報をいう。）は、生活保護関係情報（生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報をいう。以下同じ。）に係る法及びこの条例の規定の例により、提供を行うことができる特定個人情報とする。

別表第2の1の項中「生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）」を「生活保護関係情報」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる日のいずれか遅い日から施行する。

- (1) 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）附則第1条第6号に掲げる規定のうち同法第8条中生活保護法（昭和25年法律第144号）第34条の改正規定の施行の日
- (2) この条例の公布の日

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月23日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第8号

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例等の一部を改正する条例

（金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部改正）

第1条 金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成3年条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市情報公開に関する条例

	「第3章 個人情報の保護（第19条—第32条の2）	
	第4章 審査請求等	
	第1節 諮問等（第32条の3—第35条）	
目次中	第2節 審査会（第36条—第43条）	を
	第5章 審議会（第44条）	第3章 審査請求（
	第6章 雑則（第45条—第49条）	第4章 雑則（第23
	第7章 罰則（第50条—第54条）	」

第19条—第22条)

—第27条) に改める。

第1条中「ようにし、」の次に「及び」を加え、「推進するとともに、個人情報の適正な取扱い並びに保有個人情報の公開、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を請求する権利につき定めることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ個人の権利利益を保護し」を「推進し」に改める。

第2条中第4号から第9号までを削り、第10号を第4号とする。

第3条第2項を削る。

第4条中「又は自己情報」を削る。

第14条第1項中「第34条第3項第3号及び第35条第1項」を「第21条第3項第3号及び第22条」に改め、同条第3項中「第34条第1項第2号」を「第21条第1項第2号」に改める。

第3章を削る。

第4章第1節の節名を削る。

第32条の3中「、自己情報公開決定等若しくは訂正決定等」及び「、自己情報公開請求若しくは訂正等の請求」を削り、第4章中同条を第19条とする。

第33条中「、自己情報公開決定等若しくは訂正決定等」及び「、自己情報公開請求若しくは訂正等の請求」を削り、同条を第20条とする。

第34条第1項中「、自己情報公開決定等若しくは訂正決定等」及び「、自己情報公開請求若しくは訂正等の請求」を削り、「速やかに」の次に「金沢市情報公開及び個人情報保護審査会条例（令和5年条例第3号）第3条第1項の」を加え、同項第3号及び第4号を削り、同条第3項第2号中「又は自己情報公開請求者若しくは訂正等請求者」及び「これらのものが」を削り、同項第4号を削り、同条を第21条とする。

第35条第2項を削り、同条を第22条とする。

第4章第2節を削る。

第4章の章名中「審査請求等」を「審査請求」に改め、同章を第3章とする。

第5章を削る。

第45条中「又は自己情報」を削り、第6章中同条を第23条とする。

第46条中「及び個人情報ファイル」を削り、同条を第24条とし、第47条を第25条とする。

第48条第1項中「又は自己情報（保有特定個人情報を除く。）の公開、訂正若しくは利用停止若しくは写しの交付の手続」を削り、同条第2項中「及び保有個人情報」を削

り、同条を第26条とし、第49条を第27条とする。

第6章を第4章とする。

第7章を削る。

(金沢市行政不服審査関係手数料条例の一部改正)

第2条 金沢市行政不服審査関係手数料条例(平成28年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条中「場合」の次に「又は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第106条第1項の審査請求があった場合」を、「第4条第1項及び第2項」の次に「の規定」を、「第9条第3項」の次に「又は個人情報の保護に関する法律第106条第2項」を加える。

(金沢市公文書等の管理に関する条例の一部改正)

第3条 金沢市公文書等の管理に関する条例(令和3年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例(平成3年条例第2号)第2条第2号に規定する個人情報」を「個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。))をいう。」に改める。

第13条第1項第1号ア中「金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例」を「金沢市情報公開に関する条例(平成3年条例第2号)」に改め、同号イからエまでの規定中「金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例」を「金沢市情報公開に関する条例」に改める。

第19条第2項中「金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例」を「金沢市情報公開に関する条例」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 次に掲げる者に係る第1条の規定による改正前の金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例(以下「旧条例」という。)第26条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第10号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧条例第25条第1項に規定する受託業務又は旧条例第25条の2第1項に規定する管理業務に従事していた者

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧条例第28条又は第29条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己情報の公開、訂正、利用の停止、

消去及び提供の停止については、なお従前の例による。

- 3 施行日前に旧条例第34条第1項の規定により旧条例第36条第1項の金沢市情報公開及び個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）にされた諮問は、金沢市情報公開及び個人情報保護審査会条例（令和5年条例第3号。以下「審査会条例」という。）第3条第1項の金沢市情報公開及び個人情報保護審査会にされたものとみなし、調査審議については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者は、施行日に審査会条例第5条第1項の規定により委嘱された金沢市情報公開及び個人情報保護審査会の委員とみなす。この場合において、その委員とみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、施行日における旧条例第36条第4項の規定により委嘱された旧審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 5 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又はこの条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第36条第6項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行の際現に旧条例第44条第1項の金沢市情報公開及び個人情報保護審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、施行日に金沢市情報公開及び個人情報保護審議会条例（令和5年条例第4号）第4条第1項の規定により委嘱された金沢市情報公開及び個人情報保護審議会の委員とみなす。この場合において、その委員とみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、施行日における旧条例第44条第3項において準用する旧条例第36条第4項の規定により委嘱された旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 7 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者又はこの条例の施行前において旧審議会の委員であった者に係る旧条例第44条第3項において準用する旧条例第36条第6項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 8 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。
 - (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
 - (2) 第1項第2号に掲げる者
- 9 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。
- 10 第5項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。
- 11 前3項の規定は、本市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 12 この条例の施行前にした行為に対する旧条例の規定による罰則の適用については、な

お従前の例による。

(金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例の一部改正)

第3条 金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例(平成17年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例」を「金沢市情報公開に関する条例」に改める。

令和5年(2023年)3月23日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄